

情報技術、通信及びデジタル経済の分野における
日本国デジタル庁とサウジアラビア王国通信・情報技術省との間の協力覚書

日本国デジタル庁及びサウジアラビア王国通信・情報技術省（以下、個別に「当事者」、総称して「両当事者」という。）は、日本国とサウジアラビア王国との間の深く根差した強力な二国間関係並びに情報通信技術及びデジタル経済の分野における協力に対する希望を賞賛し、以下の見解に達した。

項目 1

目的

本協力覚書（以下、「本覚書」という。）は、通信技術及びデジタル経済の分野における当事者間の協力、知見の移転及び経験の交換を両国の国内法及び能力に従って促進し奨励することを目的とする。

項目 2

協力分野

両当事者は、本覚書の枠組み内で、以下の分野において協力を行う。

1. デジタル政府

- デジタルトランスフォーメーション、デジタル政府産業の発展、相互運用基準及び新興技術に関する問題についてのベスト・プラクティス、政策及び規制に係る情報の交換
- デジタル政府サービス及び基準（デジタルプラットフォーム、電子署名及び電子認証を含む。）の発展を促進するための共同の取組
- デジタル政府サービスの発展に係る情報の交換
- デジタル政府の分野における能力構築
- 電子行政参加及び子供、高齢者、障がい者等の社会的弱者に向けたデジタル政府サービスによる利益の分野における知見の交換
- 研究及び技術革新の分野における協力並びにデジタル政府サービスの発展に向けた共通の関心事項に関する課題を検討するための研究チームの結成
- デジタル・アイデンティティ及びトラスト・サービスを提供する分野における発展及び知見の交換に関する協力

2. 新興技術

3. 新興技術の産業利用を可能にし、顧客体験を改善するベスト・プラクティス及び政策の交換

4. 両当事者によって決定されるその他の分野における協力

項目 3

協力方法

本覚書は、項目 2 に沿って協力を達成するために、以下の方法によって実施される。

1. 情報技術、通信及びデジタル経済の分野における専門知識及びベスト・プラクティスの交換
2. 能力構築研究事業及び共同研究事業を含む協力の分野に関連する共同計画の発展
3. 往来、会議、セミナー及びワークショップの開催
4. 両当事者によって決定されるその他の協力方法

項目 4

実施メカニズム

1. 各当事者は、本覚書で言及されている手続を促進し活動をフォローアップするために 1 名の職員を指名する。一方の当事者は、指名した職員を変更する場合には、他方の当事者に通報する。
2. 両当事者は、本覚書の実施に関する協議の必要性に基づき、交互に会合する。
3. 両当事者は、両当事者間の調整の後に双方の意見の一致に基づき、個人又は団体を会議に招請することができる。
4. 項目 2 で言及されている分野における本覚書の実施は、各当事者の費用及び責任に基づき、両当事者によって決定される計画に沿って行われる。

項目 5

法的側面

本覚書は、両当事者に適用される国際約束から生じる権利及び義務に対して影響を与えず、又は侵害しない。両当事者は、本覚書が法的拘束力を有することを意図するものではなく、又は国際法上の権利若しくは義務を創設しないことを認識する。

項目 6

資金上の義務

本覚書の署名は資金上の義務を両当事者に課さず、各当事者は本覚書の目的を達成するための参加に関する自己の費用を負担する。

項目 7

知的財産

両当事者は、各国の法令及び両当事者に適用される国際協定に従って、本覚書の枠組み内

の活動から生じる知的財産権を保護するための必要な措置をとる。

項目 8

守秘義務

両当事者は、両当事者間で交換される情報及び文書を本覚書に言及されている目的のためにのみ使用し、両当事者による書面による同意なくして、当該情報及び文書を第三者に伝達しない。この項目は、本覚書の終了後も引き続き運用される。

項目 9

紛争の解決

本覚書の解釈から生じる紛争は、両当事者間の直接の連絡を通じて友好的に解決される。紛争が解決に至らない場合には、外交上の経路を通じて解決され、いかなる裁判所、当局又はその他の組織にも解決のために付託されない。

項目 10

開始、期間、修正及び終了

1. 本覚書は、本覚書開始のために必要な法的手続の完了を確認するサウジアラビア王国通信・情報技術省による外交上の経路を通じた通知の日を開始される。
2. 本覚書の期間は、3年である。一方の当事者が、他方の当事者に対して外交上の経路を通じた書面により、本覚書が終了する日の少なくとも6か月前に、本覚書を終了する又は更新しない希望を通報しない限り、自動的に同様の期間更新される。
3. 本覚書は、各当事者が従う規制に関する手続に沿って、両当事者の相互の確認によって修正することができる。
4. 本覚書の終了は、両当事者が別段の決定を行わない限り、本覚書の下で実施される進行中の事業及び計画に影響を与えない。

本覚書は、等しい価値を持つ日本語、アラビア語及び英語でそれぞれ2通作成され、東京で、ヒジュラ暦1445年3月26日に相当する2023年10月11日に署名された。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国デジタル庁
河野太郎
デジタル大臣

サウジアラビア王国通信・情報技術省
アブドゥラー・ビン・アーメル・アル=スワーハ
通信・情報技術大臣